

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

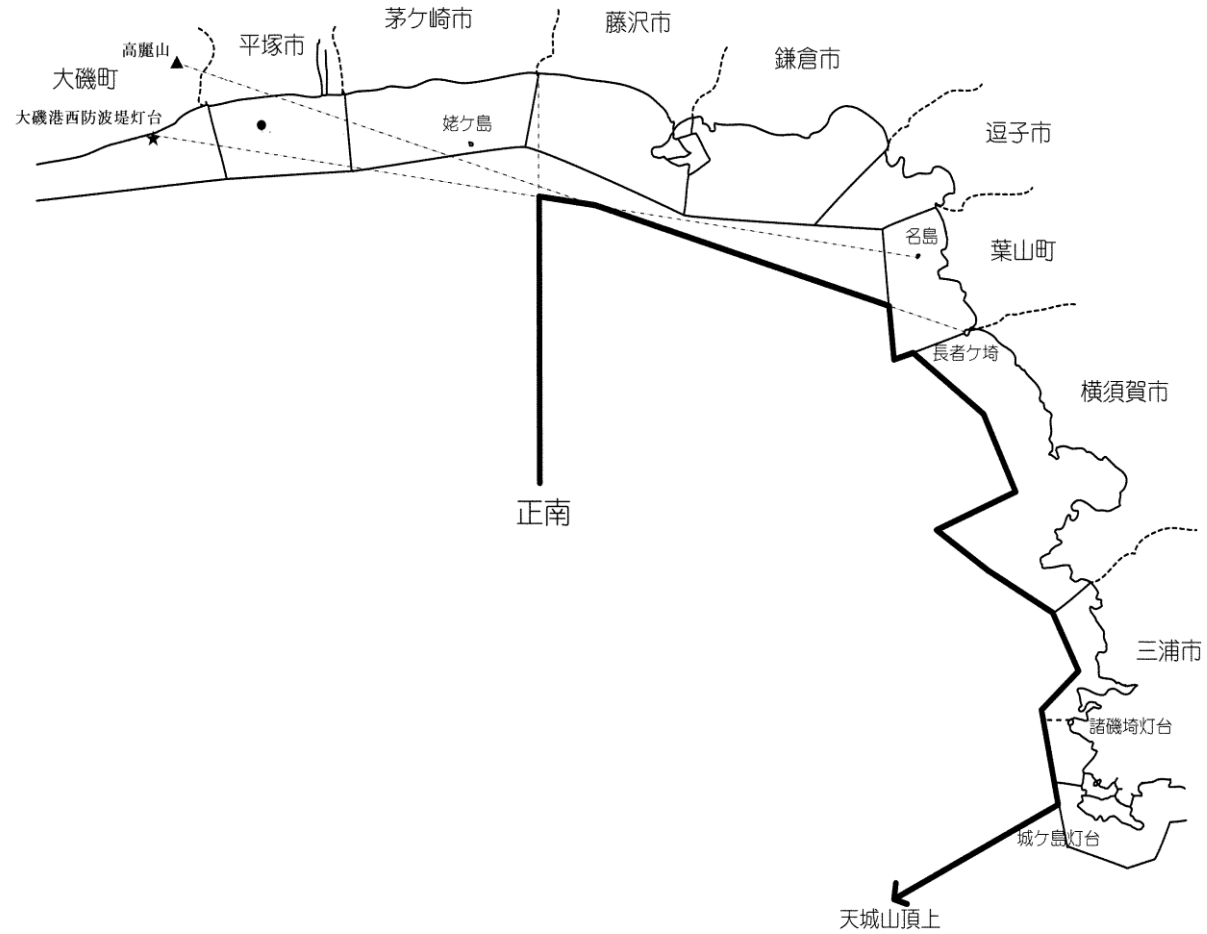
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

| 漁業種類 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人） | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格 | （規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件） | 許可又は起業の認可を申請すべき期間 | 許可の有効期間 |
|----------|-----------------------|----------|---|-------------------------|---------------------|--|-------------------------------|-------------------------|
| ひらめ一枚網漁業 | 1 | 定めなし | 三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。 | 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで | 横須賀市長井に漁業根拠地を有している者 | 漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下 | 令和 4 年 2 月 28 日から同年 3 月 2 日まで | 許可日から令和 8 年 10 月 31 日まで |

操業区域

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



| | | | | | | | | |
|----------------------------------|---|----------|--|----------------|------------------------|---|----|------------------|
| かれい、 すずき、 めばる 一枚網 漁業 | 1 | 定め なし | 三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、下記点Aから点Bを結んだ線の延長線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号、共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。 点A 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上 点B 共第3号と共第4号の境界の最東端 | 1月1日から12月31日まで | 三浦市南下浦町金田に漁業根拠地を有している者 | 1. 網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの9cm以上 (2)めばるを目的とするもの6cm以上 2. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。 | 同上 | 許可日から令和8年7月31日まで |
| くるま えび三 枚網漁 業 | 1 | 同上 | 共第2号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。 | 4月1日から12月31日まで | 同上 | なし | 同上 | 許可日から5年間 |